

自治基本条例制定について

【制定の背景及び市民会議の役割】

平成12年の地方分権法改革によって、市町村は国、県と対等な立場になり、地域の総合行政を行うことが改めて確認されました。これからの市町村は、基礎自治体として自己決定、自己責任により自立することが求められています。

しかしながら、地方自治法などでは、国と自治体との関係については詳細に規定されているものの、住民の市町村行政への参画方法や行政評価など、自治体が進める行政運営の基本となる事項については、定めがありません。そこで、自治体運営に関係する人々（首長、議会、住民）が運営に関する様々な事柄のよりどころとし、共有する基本的な理念や仕組み、すなわち自治基本条例制定の必要性が高まっています。

本市においても、多様化する住民ニーズに即応し、地域の政策課題を素早く解決するために、また、第7次安城市総合計画の目指す都市像「市民とともに育む環境首都安城」の実現のため市民が主役となる環境づくりを推進するとともに、地方自治法で規定されてない住民との関係を条例化することにより、市民主体のまちづくりを進めるために自治基本条例は必要と考えます。自治基本条例は「自治体の憲法」といわれることから、市民全体に関わる条例です。したがって、策定過程には、行政だけでなく、多くの市民に関わってもらい、市民、行政協働で策定する必要があります。そのため、今回条例作りに携わっていただくメンバーを公募しました。そして、メンバー全員協働で安城らしい自治基本条例の原案を策定し、市長に提言していただきます。